

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、職員全員が働きやすい環境を作ることにより、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を定める。

### 1. 計画期間 2021年4月1日～ 2025年3月31日までの4年間

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 2021年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 2021年4月～ 制度に関する情報と休業申請の方法に関するパンフレットを作成
- 2021年4月～ 職員への周知及び管理職への理解を促進する

目標2：両親が子育てに参加できる環境作りの為、管理職及び職員への理解促進とハラスメント防止研修を行う。

#### <対策>

- 2021年4月～ 研修内容の検討
- 2021年4月～ 研修の実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

#### <対策>

- 2021年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2021年 4月～ 計画的な取得に向けて、管理職と職員が労働環境を整備する
- 2021年 4月～ 各施設において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2021年 4月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う